

成年後見制度利用促進計画の進行管理及び 利用促進に係る施策及び取組の進行管理（案）

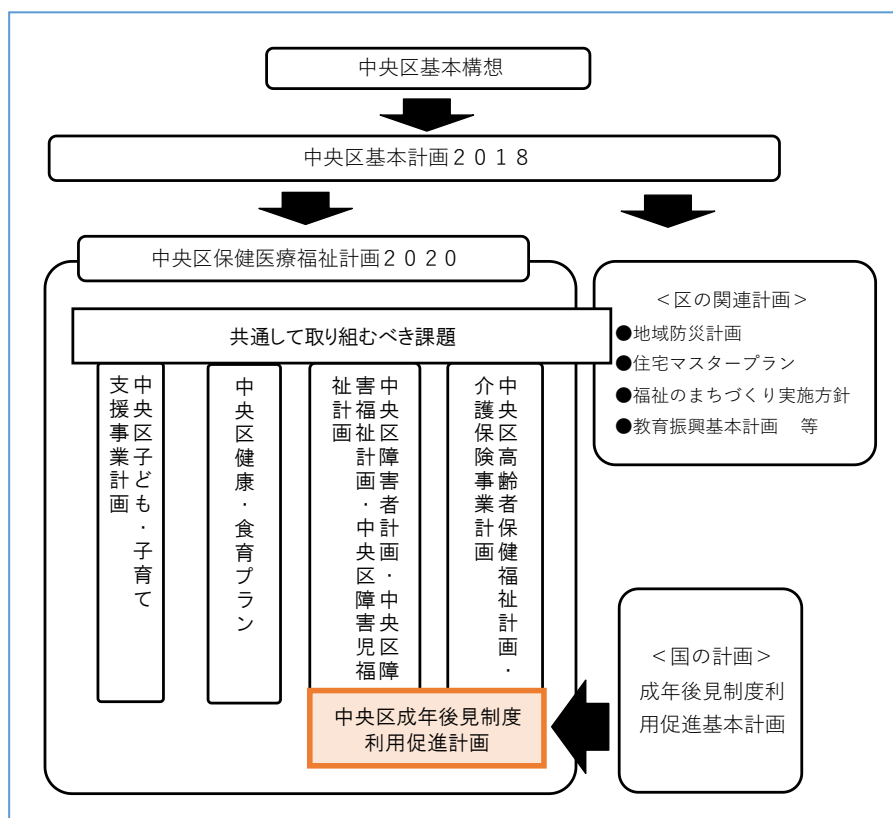
1 成年後見制度利用促進計画の進行管理

（１）計画策定の経緯

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の施行により、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的計画の策定と、基本的事項を調査審議する合議制の機関を設置することが市町村の努力義務とされました。また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）が策定され、中核機関の設置、市町村計画の策定、合議制の機関の設置等が市町村の役割とされました。

これを受けて、区では、平成31年から成年後見制度利用促進計画の策定に向けた庁内検討を始め、令和2年2月に「中央区成年後見制度利用促進検討委員会」を設置し、計画に盛り込むべき施策の方針の策定や中核機関の設置に向けた検討を行い、令和3年3月に「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に包含して「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

●計画の位置付け



●計画期間

令和3（2021）年度～令和5（2022）年度の3か年

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
※ 中央区障害者計画・ 中央区障害福祉計画・ 中央区障害児福祉計画	障害者計画 第6期 第2期			障害者計画 第7期 第3期			障害者計画 第8期 第4期		
			↑			↑			↑
中央区高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計 画	第8期			第9期			第10期		
		↑	↑		↑	↑		↑	↑
中央区成年後見制度利 用促進計画	第1期			第2期			第3期		
	各計画に包含								

※ 中央区障害者計画（6年）・中央区障害福祉計画（3年）・中央区障害児福祉計画（3年）

（2）進行管理

成年後見制度利用促進計画は、それを包含する各計画で定めた方法により進行管理を行い、その結果を中央区高齢者施策推進委員会及び中央区自立支援協議会から中央区成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）に報告します。

●中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画

本計画の円滑な推進を図るため、PDCAサイクルによる進行管理を行うこととし、中央区自立支援協議会において進捗状況などの評価及び課題事項の検討を行います。また、評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは計画や事業の改善・見直し等を行い、次期計画等へ反映するなど、取組の着実な実施、目標数値の達成に努めます。

●中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

本計画の高齢者福祉施策については、施策を推進する事業の実施状況を分析し、計画策定の中心となった中央区高齢者施策推進委員会に定期的な報告を行い、その点検及び評価を実施します。年度ごとに目標値を設定している事業については、目標と実績の差や進捗状況を評価していきます。

2 成年後見制度利用促進に係る施策及び取組の進行管理（案）

（1）趣旨

成年後見制度利用促進計画の策定にあたっては、審議会の前身である「中央区成年後見制度利用促進検討委員会」において、「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」をとりまとめました。計画策定後は、審議会において「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」に基づき、制度の利用促進に係る施策や具体的な取組について毎年度点検・評価を行います。

(2) 点検・評価方法

「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」に沿って、利用促進に係る施策及び取組の進捗状況を確認し、審議会へ報告します。審議会において報告の内容を点検した上で委員の意見を付し、それらの意見を踏まえ、今後の取組や次期計画に盛り込むべき施策の方針を検討していきます。

(3) 報告の内容

I 中央区成年後見制度利用促進事業について

- 1 区の取組について
- 2 成年後見支援センター「すてっぷ中央」の取組について

II 目指す姿及び施策の方向性

※「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」資料1－2

目指す姿：誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。

方向性1 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策1 成年後見制度の普及・啓発

施策2 成年後見制度の理解向上

方向性2 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策3 相談・支援の体制の強化

施策4 負担軽減の充実

施策5 地域連携ネットワークの構築

方向性3 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策6 成年後見等の担い手の確保

施策7 社会貢献型後見人等候補者の活用

方向性4 成年後見人等の活用しやすい環境を作る。

施策8 成年後見人等の活動環境の整備

施策9 成年後見人等への支援

III 令和3年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について

※方向性、施策ごとに記載

IV 資料編

中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱、中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱、中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿、中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱、中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿

※中央区成年後見制度利用促進事業報告書ひな形（案）資料1－3